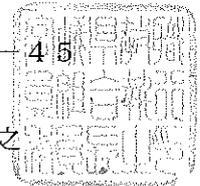


宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁 様
教育委員 各 位

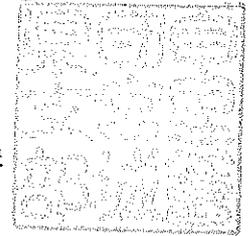
請願者 仙台市青葉区柏木 1-2-45
宮城県教職員組合
執行委員長 渡辺 孝之



子どもと教科書みやぎネットワーク 21
代表委員 本郷 弘



自由法曹団宮城県支部
支部長 小野寺 義象



新日本婦人の会宮城県本部
会長 佐々木 ゆきえ



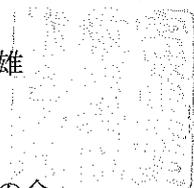
みやぎ教育文化研究センター
所長 菅井 仁



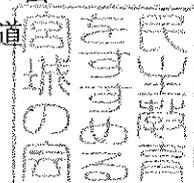
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
執行委員長 高橋 正行



宮城県歴史教育者協議会
会長 一戸 富士雄



民主教育をすすめる宮城の会
代表 太田 直道



「教科用図書の採択に係る請願について（回答）」に係る請願

子どもたちの健やかな成長と民主的な学校教育の充実のために、日頃より御尽力いただいていることに対して心から敬意を表します。

平成29年12月20日付けの上記の請願について、平成30年2月27日付けで回答をいただきましたが、本回答について、再度の説明を求めたい事項がありますので、請願法に基づき請願いたします。

【 請願の趣旨 】

平成30年2月27日付けの回答（以下、回答）では、請願項目の「教科用図書の採択に係る教育委員会及び教科用図書選定審議会を公開とすること」に対する【教育委員会】についての回答の中で、次のように述べています。「教科用図書採択にあたっては、これまでも、様々な考えを持つ個人や団体等から、自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ、更には採択結果に対する抗議などが全国的に行われ、本県においても同様な事例が見られたことから、率直な意見交換や意志決定の中立性が阻害されることを懸念し、これまでの会議は非公開と決定していたものです。」

「自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ」「採択結果に対する抗議」が全国的に見られ、特に「本県においても」見られたという認識の上に立って、請願の内容を拒否するのであれば、その事実認識を持った具体的な事実がどうということなのか、説明する責任が、宮城県教育委員会にあると思います。

単なる「懸念」ではなく、「自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ」「採択結果に対する抗議」が全国的にも、「本県においても」見られたという具体的事実を詳細に説明いただきたいと思います。

また、「自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ」「採択結果に対する抗議」が全国的に見られたと述べられていますが、全国的には、仙台市など、教育委員会を公開している地方公共団体も見られません。会議は、公開が原則である以上、非公開にする事由として「懸念」を挙げるのであれば、その「懸念」は具体的に示されなければならないはずです。従って、仙台市などでは公開できているのに宮城県では公開できないとする「懸念」についても、併せて具体的な説明を求めたいと思います。

【 請願項目 】

1. 平成30年2月27日付けの回答にある、「教科用図書採択にあたっては、これまでも、様々な考えを持つ個人や団体等から、自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ、更には採択結果に対する抗議」が全国的にも、本県においてもあったという認識している具体的事実を説明すること。
2. 「率直な意見交換や意志決定の中立性が阻害される懸念」があっても、全国的に見れば、仙台市教育委員会など公開をしている教育委員会が多くあります。宮城県教育委員会では公開できないとする「懸念」について具体的に説明すること。